

**5分でわかる
車庫証明手続きの仕方**

車庫証明手続とは

「車庫証明」は車を購入する場合や名義変更をする場合などに必要になる書類で、自動車を保管する場所を証明するものです。

車を購入すると車庫証明は販売元がしてくれます。車庫証明手続の代行費用は2万円前後かかります。車庫証明は自分ですればその費用が浮き、申請費用の2,600円だけですみます。

また、車庫証明ができるようになると友人に車を譲渡したりする場合に必要な車の名義変更が自分でできるようになります。

というわけで、自分で車庫証明の手続の仕方をお話しますが、車庫証明手続は小型自動車・普通自動車と軽自動車とではちょっと違います。

車庫証明手続の全体像

1

駐車する場所を確保します。

2

申請すべき書類を揃えます。警察に貰いにいきます。

3

自分の土地に駐車するのではなく。駐車場を借りる方は、駐車をさせて貰う方に、保管場所(駐車)使用承諾証明書の記入を依頼します。

4

書類に必要事項を記入します

5

警察に書類を提出します

6

車庫証明が交付されます

車庫証明手続の流れ(小型・普通乗用車)

1 駐車する場所を確保します

駐車場として車庫証明を申請できる場所は

- ・道路以外の場所であること
- ・車の全体を納められる場所であること
- ・道路への出入りが簡単にできる場所であること
- ・自宅あるいは賃貸から駐車場までの直線距離が2km以内の場所であること

2 申請すべき書類を揃えます。警察で貰えます。

1. 自動車保管場所証明申請書・保管場所標章交付申請書
2. 車の保管場所の所在図・配置図
3. 保管場所使用権疎明書面(自認書)

申請する駐車場の土地が申請する本人の所有する土地の場合(土地の所有権利が夫婦で50:50の場合はどちらの名義でもよい)。

4. 保管場所使用承諾証明書

申請する駐車場の土地が申請するあなたの所有する土地でない場合に駐車を承諾しれもらったという書類です。

例えば、賃貸駐車場以外にも、父親が土地・建物を所有している場合に、息子さんが自分名義の車を駐車するときなどでもこの書類が必要になります)

(3、4のどちらかの書類が必要になります)

以上1～4が必要な書類です。

5. 駐車場の賃貸契約書のコピー

駐車場の大家さんに保管場所使用承諾証明書を記入してもらえない場合に添付します。

6. 駐車場使用者の住んでいる所を確認できるもの

警察署で、車庫証明を申請する際に保人と本人の住んでいる所を確認するために「電気・ガス等の公共料金の領収書」、「消印のある郵便物」、「住民票」、「運転免許証」など自動車の使用者の所在地が確認できる物が必要となる場合があります。

3 駐車場を借りる方は保管場所使用承諾証明書の記入依頼

駐車場を借りる方あるいは賃貸アパートの駐車場を借りる方は、駐車場の所有者やアパートの管理人さんに承諾書の記入を依頼します。この場合に有料になることがほとんどです。2,000円前後が相場のようなようです。

3頁の4に記したように父親が土地・建物を所有している場所に息子さんが自分名義の車を駐車するときにも保管場所使用承諾証明書を父親に書いてもらいます。

4 書類に必要事項を記入します

車検証および記入例を見ながら記入していただければだれでもできます。駐車場所と土地所の所有者が同じと異なる場合に必要記入書類は以下の表の通りです。

| 申請書類 | 駐車場所と土地の所有者が同じ | 駐車場所と土地の所有者が異なる |
|--------------------------------|----------------|-----------------|
| 1. 自動車保管場所証明申請書 保管場所標章交付申請書 | 必要 | 必要 |
| 2. 車の保管場所の所在図・配置図 | 必要 | 必要 |
| 3. 保管場所使用権疎明書面(自認書) | 必要 | 不要 |
| 4. 保管場所使用承諾証明書 | 不要 | 必要 |

記入例は各警察所のホーム・ページに載っています。警視庁は http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/form/shinsei_hokan.htm がホームページ・アドレスです。

5

警察に書類を提出します

必要書類を警察署に持っていきます。

申請手数料は2,100円。保管場所標章(ステッカー代)は500円。

地域によって異なりますので管轄の警察にお尋ねください。

●警察へ提出する手順

1. 住所を管轄する警察署へ行きます。
2. 警察に着いたら、車庫証明の窓口へ行きます。
3. 車庫証明申請用に証紙を買います。※1
4. 自動車保管場所届出書用証紙を書類に貼ります。
5. 車庫証明の窓口へ提出。

※証紙の販売が車庫証明の窓口と異なる場合もありますので、各警察署で確認してください。

| | | |
|------------------|--------------|--------|
| 保管場所証明 (車庫証明) | 自動車保管場所証明申請書 | 2,100円 |
| | 保管場所標章交付申請書 | 500円 |

6

車庫証明が交付されます

警察が保管場所を確認して問題がなければ、提出の際に指定された日以降(おおよそ4日以後)に車庫証明を受け取ることができます。

保管場所に別の車や物を置かないようにしましょう。

受け取りのときにもらった書類は次の用途に使います。

- ・自動車保管場所証明書……名義変更の際に陸運局に提出します。
- ・保管場所標章交付申請書……保管場所の証明となるので車の中に入れておきます。

軽自動車の車庫証明手続の流れ

小型、普通車と軽自動車の車庫証明の違いは「自動車保管場所証明書」が普通車に必要なのに対して、軽自動車は「自動車保管場所届出書」なるだけです。

1. **自動車保管場所届出書**・保管場所標章交付申請書
2. 車の保管場所の所在図・配置図
3. 保管場所使用権疎明書面(自認書)

申請する駐車場の土地が申請する本人の所有する土地の場合(土地の所有権利が夫婦で50:50の場合はどちらの名義でもよい)。

4. 保管場所使用承諾証明書

申請する駐車場の土地が申請するあなたの所有する土地でない場合に駐車を承諾しれもらったという書類です。

例えば、賃貸駐車場以外にも、父親が土地・建物を所有している場合に、息子さんが自分名義の車を駐車するときなどでもこの書類が必要になります)

(3、4のどちらかの書類が必要になります)

以上1～4が必要な書類です。

5. 駐車場の賃貸契約書のコピー

駐車場の大家さんに保管場所使用承諾証明書を記入してもらえない場合に添付します。

6. 駐車場使用者の住んでいる所を確認できるもの

尚、軽自動車の車庫証明手続きの場合は、車庫証明の上記1の「自動車保管場所届出書」が必要な地域とそうでない地域があります。軽自動車を所有する場合には予め管轄の警察に尋ねておきましょう。

例えば、東京都の場合で「自動車保管場所届出書」が必要な地域は下記の表のとおりです。

| | |
|-----|--|
| 東京都 | 八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・多摩市・稲城市・西東京市・青梅市・昭島市 |
|-----|--|

軽自動車の車庫証明申請費用

軽自動車の車庫証明費用は都道府県別によって異なります。一部の地域を載せますが、おおよそ500円です。

以下の表は関東の軽自動車の車庫証明費用です。

| | |
|------|------|
| 東京都 | 500円 |
| 神奈川県 | 500円 |
| 埼玉県 | 500円 |
| 千葉県 | 550円 |
| 茨城県 | 500円 |
| 栃木県 | 520円 |
| 群馬県 | 500円 |

平成23年 4 月